

平成30年度第2回子ども未来局指定管理者審査選定委員会議事概要

- 1 日時 平成30年10月10日（水） 9時30分～12時10分
- 2 会場 ときわ会館5階中ホール
- 3 出席者 （委員） 奥野委員長、相川委員、高原委員、松村委員、中島委員、小田嶋委員、金子委員
 （所管課） 青少年育成課
 （事務局） 子育て支援政策課

4 諮問内容と答申結果

指定管理者候補者案の選定について諮問を受け、次のとおり答申した。

募集区分	施設種別	施設名	施設数	指定管理者案
1	放課後児童クラブ (単独型)	<ul style="list-style-type: none"> ・宮前放課後児童クラブ ・佐知川放課後児童クラブ ・栄放課後児童クラブ ・植水第二放課後児童クラブ ・大砂土放課後児童クラブ ・七里放課後児童クラブ ・東大宮放課後児童クラブ ・東宮下放課後児童クラブ 	8	社会福祉法人 さいたま市社会福祉 事業団
	児童センター・放課 後児童クラブ(併設 型)	<ul style="list-style-type: none"> ・馬宮児童センター／馬宮放課後児童 クラブ ・植竹児童センター／植竹放課後児童 クラブ 	2	
	児童センター・放課 後児童クラブ・老人 憩いの家(併設型)	<ul style="list-style-type: none"> ・植水児童センター／植水放課後児童 クラブ／植水老人憩いの家 ・宮原児童センター／宮原放課後児童 クラブ／宮原老人憩いの家 ・本郷児童センター／本郷放課後児童 クラブ／本郷老人憩いの家 ・三橋児童センター／三橋放課後児童 クラブ／三橋老人憩いの家／三橋老 人憩いの家分館 ・天沼児童センター／天沼放課後児童 クラブ／天沼老人憩いの家 ・片柳児童センター／海老沼放課後児 童クラブ／片柳老人憩いの家 ・春野児童センター／春野放課後児童 クラブ／春野老人憩いの家 	7	

募集区分	施設種別	施設名	施設数	指定管理者案
2	児童センター（単独型）	<ul style="list-style-type: none"> ・向原児童センター ・大久保東児童センター 	2	社会福祉法人 さいたま市社会福祉 事業団
	放課後児童クラブ（単独型）	<ul style="list-style-type: none"> ・与野八幡放課後児童クラブ ・鈴谷放課後児童クラブ ・大戸放課後児童クラブ ・与野本町放課後児童クラブ ・与野西北放課後児童クラブ ・下落合放課後児童クラブ ・上落合放課後児童クラブ ・西浦和放課後児童クラブ ・大久保東放課後児童クラブ ・土合放課後児童クラブ ・栄和放課後児童クラブ ・田島放課後児童クラブ ・新開放課後児童クラブ ・神田放課後児童クラブ ・大久保放課後児童クラブ ・中島放課後児童クラブ 	16	
	児童センター・放課後児童クラブ（併設型）	<ul style="list-style-type: none"> ・大戸児童センター／与野南放課後児童クラブ 	1	
	児童センター・老人憩いの家（併設型）	<ul style="list-style-type: none"> ・与野本町児童センター／与野本町老人憩いの家 	1	

募集区分	施設種別	施設名	施設数	指定管理者案
3	放課後児童クラブ (単独型)	<ul style="list-style-type: none"> ・常盤放課後児童クラブ ・上木崎放課後児童クラブ ・仲町放課後児童クラブ ・北浦和放課後児童クラブ ・木崎放課後児童クラブ ・本太放課後児童クラブ ・針ヶ谷放課後児童クラブ ・大東放課後児童クラブ ・高砂放課後児童クラブ ・岸町放課後児童クラブ ・谷田放課後児童クラブ ・大谷場放課後児童クラブ ・南浦和放課後児童クラブ ・沼影放課後児童クラブ ・辻放課後児童クラブ ・善前放課後児童クラブ ・大谷口放課後児童クラブ ・大谷場東放課後児童クラブ ・浦和大里放課後児童クラブ 	19	社会福祉法人 さいたま市社会福祉 事業団
	児童センター・放課 後児童クラブ(併設 型)	<ul style="list-style-type: none"> ・文蔵児童センター／文蔵放課後児童 クラブ ・浦和別所児童センター／浦和別所放 課後児童クラブ 	2	
	児童センター・老人 福祉センター(併設 型)	<ul style="list-style-type: none"> ・仲本児童センター／老人福祉センタ ー仲本荘 	1	

募集区分	施設種別	施設名	施設数	指定管理者案
4	児童センター（単独型）	・尾間木児童センター ・岩槻児童センター	2	社会福祉法人 さいたま市社会福祉 事業団
	放課後児童クラブ（単独型）	・三室放課後児童クラブ ・中尾放課後児童クラブ ・原山放課後児童クラブ ・大牧放課後児童クラブ ・大門放課後児童クラブ ・道祖土放課後児童クラブ ・野田放課後児童クラブ ・城北放課後児童クラブ ・太田放課後児童クラブ ・西原放課後児童クラブ ・城南放課後児童クラブ ・岩槻放課後児童クラブ ・慈恩寺放課後児童クラブ ・東岩槻放課後児童クラブ ・和土放課後児童クラブ ・徳力放課後児童クラブ ・柏崎放課後児童クラブ ・上里放課後児童クラブ ・新和放課後児童クラブ	19	

5 議事要旨

募集区分ごとに、応募者による事業計画書に基づくプレゼンテーション及び委員からの質疑を行った後、指定管理者候補者案についての審査を行った。

【質疑等】

〔募集区分1〕

Q 「施設管理に係る人員配置」のところで、「職員体制を補完するため単発アルバイトの登録制度を活用する」とあるが、どのような人が登録しているのか、また資格や経験などの条件はあるのか。

A 応募資格はない。年齢も様々である。

Q 苦情解決への取組で、苦情解決第三者委員が2人となっているが、2人で十分なのか。

A 苦情解決は、各施設に苦情受付担当者がおり、施設長である苦情解決責任者が対応するという流れであるが、第三者委員に話したいという方もおり、その場合は2人の第三者委員にお願いする。実績からして2人で十分であると考えている。

Q 人員配置について、アルバイトも含めて人員確保の目途は立っているのか。また、エリ

アマネージャーが支援のアドバイスや指導を行うということだが、具体的にどのようなことをするのか。

A さいたま市は広いので地域によって人員不足に偏りがある。今後は、不足しているエリアをピンポイントで求人したり、近隣市で求人するなど様々な方法をとって職員の確保を行っていく。また、今いる職員の離職防止のため、処遇や福利厚生も今後考えていく。

エリアマネージャーについては、職歴の長い児童センターの館長が担っているが、具体的な業務は、2か月に一度、情報交換や地元からの連絡などを行う放課後児童クラブのクラブ長会議への出席、市を八つに分けて行っているブロック会議に参加してアドバイスや情報交換を行う、放課後児童クラブの行事の実実施計画、情報誌の発行、報告書の決裁などを行う、月1回、エリアマネージャーが集まり、それぞれのエリアの情報交換や課題について検討する、児童クラブからの相談を受け問題を解決する、などである。

Q 人員の確保については、様々な求人方法をとって、今までの経験から採用の目途は立っているということか。

A そういうことである。足りない部分は単発アルバイトが戦力になっているので活用していく。単発アルバイトは資格がないので、今後研修を行いスキルアップしていきたい。

Q 「利用者ニーズに対応できる体制」のところ「みなさまの声ボックス」というのがあがあるが、どのくらいの件数でどのような意見が寄せられているのか。

また、苦情への対応だが、苦情解決責任者は各施設に一名いるのか。どのような人が対応するのか。

A みなさまの声ボックスは、苦情だけではなく、なんでも気軽に保護者やお子さんの声を聴かせていただくもので様々な意見が寄せられる。例えば、児童センターの近くに駐車場がほしい、一輪車貸与を予約制にしてほしい、一輪車の台数を増やしてほしい、室内が暑い又は寒い、お子さんからは、おもちゃや漫画を増やしてほしいなどである。

苦情解決責任者については、児童センターは各館長が、放課後児童クラブは児童センター館長が兼務しており、各クラブ長が苦情の受付を行っている。

[募集区分2]

Q 「高校生と乳幼児のふれあい事業」について、高校生は児童センターをあまり利用していないイメージがある。高校生にこの事業に参加してもらうためにどのようなことを行っているのか。

A ふれあい事業を実施する場合は、近隣の高校に職員が赴いて参加を呼びかけている。

高校生の児童センター利用については、利用しやすいように閉館時間を午後6時30分や7時まで延長している。

Q 放課後児童クラブの人員配置について、児童数20人から45人までのクラブの放課後児童支援員と補助員は1名となっているが、各1名なのか。

A 基本的には放課後児童支援員1名であるが、場合によっては補助員1名となることがあ

る。放課後児童支援員は資格を持っており、補助員は持っていないが放課後児童支援員がない場合でも資格を持ったクラブ長がいる。

Q 補助員は何歳くらいまで採用しているのか。

A 年齢の規定はない。最近が高齢者の方も大勢いる。

Q 「利用者の意見を施設運営に反映する取組」のところに、利用者と職員が直接話し合う機会を設定するとか中高生世代の利用者に対し職員とともに事業運営について主体的に考える場を設定するとあるが、具体的にどういう人を対象にどれくらいの頻度で実施しているのか。利用者、特に中高生は限られた人になると思うが、多様な意見を取り込む仕組みというものを持っているのか。

A 利用者懇親会という名称で行っており、参加者は施設を利用している団体や保護者などで、年1回程度開催している。

中高生については、普段、夕方の時間延長帯に来ている生徒が中心となるが、ティーンズカフェと称する懇談会の開催を貼り紙により告知して参加者を募っている。

Q 実際に中高生と企画して行ったものはあるのか。

A 意見を取り入れて、卓球大会などのスポーツ大会やファミリーコンサートを共催で行った。

〔 募集区分3 〕

Q 収支計画の中で人件費の支出が5年間同額であるが、募集要項には、放課後児童クラブ等の人員について、「児童への安定的な育成環境の提供のため賃金の改善に努める」という項目があったと思う。賃金の改善についてどのように考えているのか。

A 人件費は5年間の総人件費を算出して5で除したため同額となっている。

定期昇給、昇格、給与改定等も見込んだうえで総人件費を算出しており、賃金の改善に努めている。

また、放課後児童クラブに関しては、民間保育の場合、処遇改善補助金という制度がある。当法人が適用になるかどうかという問題はあがあるが、これと同額程度を人件費に含んでいる。

Q 同じく収支計画で「法人経費」の管理基準はどのように考えているのか。

A 法人経費は事務局の運営経費である。事務局は、評議委員会理事会、人事管理、給与管理、予算管理など法人として多くの管理を行っており、役員2名と職員38名で構成している。

各施設とも指定管理料の約8.5%を法人経費として繰り入れている。

Q 募集区分1、2、3で、放課後児童クラブのパーセントがだいぶ違うが、他の施設も含めて全体でということか。

A そのとおりである。

- Q 夏休みになると子どもたちが増えるということで、臨時のアルバイトも増えると思うが、その人たちに対して緊急時の研修とか子どもたちの安全に関わる研修を行っているのか。
- A 単発アルバイトに対しては特に行っていないが、クラブに配属された時に、クラブの決まりごとや緊急対応の時にしなければならないことはレクチャーしている。

[募集区分4]

- Q 児童センターの取組の中に「中高生世代が安心して過ごせる居場所づくり」というのがあるが、具体的な事例として時間の延長、スペースの確保、環境の設定ということだが、小学生がいる通常の利用の中でこれらをどう確保しているのか、PRしているのか、実績があるなら詳しく教えてほしい。
- A 時間延長については、中高生の居場所づくりとして通常夕方6時までの開館を週2回程度、最大1時間延長している。延長時間帯には小学生は帰っており、中高生の貸し切りとなる。利用人数は平均約5人で、ダンスの練習、バスケットや卓球などのスポーツをすることが多い。最近勉強をしに来る生徒も大勢いて、緑区の尾間木児童センターなどは新しい施設でスペースもあることから宿題をやりに来る中高生が大勢いる。
- また、その時間帯に助産師さんに性の問題などをレクチャーしてもらったりしている。
- 中高生タイム以外の時間はボランティア活動を推奨しており、職員と一緒に壁面装飾を作ったり、施設によっては幼児へのおもちゃの貸し出しを行ったりしている。

- Q 「子育てをする保護者への支援」で「春、夏、冬休みの学校休業中、期間利用希望者が所定の人数を上回った場合に有料で早朝利用サービスの提供を行う」とあるが、どのくらいの希望者が集まったらサービスの提供を行うのか。
- A 全施設とも5名以上の場合に実施している。

- Q 3か国語のパンフレット作製など色々な状況の子育てに対応していただいているが、視覚や聴覚に障害を持った親御さんについて何か対応しているようであれば教えてほしい。
- A 特にはない。

- Q 「緊急時の対応等、危機管理体制」の平常時の準備のところ、放課後児童クラブでは毎月、防犯、防災訓練を行っているとのことだが、両方とも毎月行っているのか
- A 防災や不審者対応など毎月メニューを変えて実施している。避難訓練は、竜巻、洪水、火災、地震等様々な状況を想定して年間計画を作成して実施している。

- Q 安全対策の中で、子どもたちに流行しやすい病気である風疹やインフルエンザ等への対策はどのようにしているのか。放課後児童クラブを閉鎖したことはあるか。
- A 感染症については、学校と同じように「感染症になった場合は何日以上休まなければならない」というように対応し、学校と歩調を合わせている。なお、閉鎖したことはない。

【結果】

〔 募集区分 1 〕

応募者の審査を行った結果、1,400 点満点で 1,049 点であり、また併設する老人憩いの家の審査結果（保健福祉局所管で別途審査済み）は 1,400 点満点で 1,192 点であった。

よって、両方とも最低制限基準の 60%である 840 点を超えていた。

なお、最終得点は実績評価点を加え、かつ施設使用面積の比率（8：2）を乗じて算出した結果、14,700 点満点で 11,056 点となった。

以上により、社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団を指定管理者の候補者案として答申することを決定した。

〔 募集区分 2 〕

応募者の審査を行った結果、1,400 点満点で 1,049 点であり、また併設する老人憩いの家の審査結果（保健福祉局所管で別途審査済み）は 1,400 点満点で 1,150 点であった。

よって、両方とも最低制限基準の 60%である 840 点を超えていた。

なお、最終得点は実績評価点を加え、かつ施設使用面積の比率（9：1）を乗じて算出した結果、14,700 点満点で 10,941 点となった。

以上により、社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団を指定管理者の候補者案として答申することを決定した。

〔 募集区分 3 〕

応募者の審査を行った結果、1,400 点満点で 1,040 点であり、また併設する老人福祉センターの審査結果（保健福祉局所管で別途審査済み）は 1,400 点満点で 1,154 点であった。

よって、両方とも最低制限基準の 60%である 840 点を超えていた。

なお、最終得点は実績評価点を加え、かつ施設使用面積の比率（9：1）を乗じて算出した結果、14,700 点満点で 10,864 点となった。

以上により、社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団を指定管理者の候補者案として答申することを決定した。

〔 募集区分 4 〕

応募者の審査を行った結果、1,400 点満点で 1,052 点となり、最低制限基準の 60%である 840 点を超えていた。また実績評価点を加えて 1,470 点満点で 1,087 点となった。

以上により、社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団を指定管理者の候補者案として答申することを決定した。

以上